



最近の判例から

旧優生保護法下の不妊手術に関する最高裁大法廷判決―旧優生保護法と憲法13条・14条1項／民法724条後段（債権法改正前）の期間の主張と信義則違反・権利濫用等

前最高裁判所調査官

鷹野 旭 Akira Takano

最高裁大法廷令和6年7月3日判決

令和5年（受）第1319号

国家賠償請求事件

I 事案の概要

Xら（5名。原告・控訴人・被上告人）は、自ら又は配偶者が、優生保護法（昭和23年法律第156号）の規定（判決要旨1及び2に掲げのもの。以下「本件規定」という。）に基づいて、生殖を不能にする手術（以下「不妊手術」という。）を受けたと主張する者である。

本件は、Xらが、Y（国。被告・被控訴人・上告人）に対し、本件規定は違憲であり、本件規定に係る国会議員の立法行為は違法であるなどと主張して、国家賠償を求めた事案である。

本件規定に基づいて不妊手術を受けたと主張する者が国に対して国家賠償を求める訴訟（以下「関連訴訟」という。）は、全国各地で提起されていたところ、最高裁大法廷には本件を含む5件が係属し、同一日に判決が言い渡された。本判決は、そのうちの一つである。

II 事実関係の概要

1 優生保護法は、昭和23年9月11日に施行された法律である。

制定時の優生保護法1条は、この法律は、優

生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする旨を定め、同法2条1項は、この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいう旨を定めていた。

制定時の優生保護法3条1項1号～3号は、医師は、本人又は本人と一定の親族関係を有する者が一定の遺伝性疾患等を有しているもの（未成年者、精神病者及び精神薄弱者を除く。）に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる旨を定めていた。

また、制定時の優生保護法は、4条において、医師は、診断の結果、同法別表に掲げる疾患（遺伝性精神病（1号）、遺伝性精神薄弱（2号）等）にかかっていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる旨を定め、5条～9条において、同審査の手続等について定めていた。そして、同法10条は、優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、都道府県優生保護委員会の指定した医師が優生手術を行う旨を定めていた。なお、その後の改正により、